

○遠賀町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成24年9月4日告示第80号

改正

平成28年3月31日告示第46号

令和2年5月27日告示第68号

令和5年3月20日告示第14号

令和6年2月28日告示第18号

遠賀町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「高齢者等」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、高齢者等の自己決定の尊重と権利の擁護を図ることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見に関わる審判の請求（以下「審判請求」という。）において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により町長が行う審判請求
- (2) 審判請求に係る費用負担
- (3) 審判請求に基づき選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬に関する助成

(支援の対象者)

第3条 支援の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者とする。ただし、町外に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、住所地の市町村で支援を受けることができない者は、協議の上、支援の対象とすることができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に定める住所地特例対象施設に入所又は入居中の本町被保険者
- (2) 老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により、本町から福祉の措置を受けている者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に定める居住地特例施設に入所又は入居中の本町支給決定対象者

(審判請求の種類)

第4条 町長が行う審判請求は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく次に掲げる審判とする。

- (1) 後見開始の審判
- (2) 保佐開始の審判
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 補助開始の審判
- (6) 補助人に同意権を付与する審判
- (7) 補助人に代理権を付与する審判

2 町長は、本人の状況を考慮し、財産管理又は監護のために必要があるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「手続法」という。）第126条、第134条又は第143条の規定に基づき、審判前の保全の申立てを行うものとする。

（審判請求の判断基準）

第5条 町長は、審判請求を行うに当たっては、審判請求の対象となる高齢者等に関し、次に掲げる事項を調査し総合的に判断して行うものとする。

- （1） 物事を判断する能力の程度
- （2） 生活及び資産、収入の状況
- （3） 配偶者及び二親等以内の親族（三親等又は四親等の親族の存在が明らかな場合は、当該親族を含む。以下「親族等」という。）の存否、親族等による高齢者等保護の可能性並びに親族等が審判請求を行う意思の有無
- （4） 町又は関係機関が行う各種支援施策の適否

（親族等への情報提供）

第6条 前条第3号において、町長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合で、かつ、その目的が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に該当する場合には、必要に応じて当該高齢者等の状況等の情報を当該親族等に提供することができる。

（審判請求の費用負担）

第7条 町長は、町長が行う審判請求について、手続法第28条第1項の規定により、当該審判請求に要した費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第8条 町長は、審判請求費用に関し、当該高齢者等又は親族等が負担すべきであると判断したときは、町長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 町長は、手続法第28条第2項の命令に関する求償権が得られた場合は、後見人等を通じ、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたもの（以下「被後見人等」という。）に対して当該費用を請求するものとする。

（費用の助成）

第9条 町長は、審判請求者が負担すべき審判請求費用又は被後見人等が負担すべき後見人等への報酬（以下「報酬等」という。）の額が確定した時点において、審判請求者又は被後見人等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、報酬等を負担する者がいない場合は、当該報酬等の全部又は一部を助成することができる。ただし、審判請求費用の助成は、審判請求者（申立人）と被後見人等の双方が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 生活保護を受けている者
- （2） 資産、収入等の状況から審判請求費用及び後見人等への報酬を負担することが困難であると町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、報酬の助成は被後見人等と後見人等が四親等以内の親族の場合は適用しない。

（助成金の額）

第10条 審判請求費用に関する助成金の額は、申立てに必要な手数料、収入印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料、その他申立書に添付する資料の取得に必要な費用の合計額とする。

2 報酬に関する助成金の額は、施設に入所又は長期入院している者は月額18,000円を、その他の者は月額28,000円を限度とし、家庭裁判所が定める金額の範囲内とする。

(報酬に係る助成対象期間)

第11条 報酬の助成対象となる期間は、家庭裁判所が助成対象者に交付した報酬付与審判書に記載された報酬対象期間と同一とする。

(助成金の支給申請)

第12条 助成金の支給を受けようとする者は、遠賀町成年後見制度利用支援事業助成金（審査請求費用）支給申請書（様式第1号）又は遠賀町成年後見制度支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 審判請求費用助成金の申請は後見等開始の審判の日から起算して1年以内に、報酬費用助成金の申請は報酬付与の審判の日から起算して1年以内に行わなくてはならない。

3 報酬費用の助成対象者が申請を行う前に死亡した場合又は家庭裁判所の報酬付与の審判が助成対象者の死亡後に行われた場合には、家庭裁判所の報酬付与のがなされた成年後見人等を報酬費用の助成対象者とする。

(助成金の支給決定)

第13条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ、助成金の支給の可否を決定し、遠賀町成年後見制度利用支援事業助成金支給決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、遠賀町成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第4号）により、助成金を請求をするものとする。

(報告)

第15条 助成の決定を受けた被後見人等又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 町長は、偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日告示第68号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第14号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。